

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第7号

平成25年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年7月11日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成25年7月19日（金）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
  - (1) 議長及び副議長選挙について
  - (2) 平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）
  - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合財政状況の作成及び公表に関する条例制定について
  - (4) 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について

○平成25年7月19日

○現在議員5名で次のとおり

1番	金	塚		学
2番	佐	藤	修	二
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹
5番	山	口	文	明

平成25年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成25年7月19日（金曜日）午後1時30分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 副議長選挙

日程第 7 議案の上程

議案第1号から議案第3号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 開議の宣告
3. 仮議席の指定
4. 議長選挙
5. 議席の指定
6. 会議録署名議員の指名
7. 会期の決定
8. 諸般の報告
9. 副議長選挙
10. 議案の上程  
議案第1号から議案第3号まで
11. 提案理由の説明  
議案第1号から議案第3号まで
12. 議案第1号から議案第3号まで、質疑、討論、採決
13. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	山	口	文	明
副議長	佐	藤	修	二
1番	金	塚		学
3番	小	須田		稔
4番	岡	村	芳	樹

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	蕨		和	雄
副管理者	小	坂	泰	久

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤		實
主幹	関	口	喜	好
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	入	江		勲

---

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	渡	辺	尚	明
酒井町 経済建設 担当参事	鈴	木	正	義
佐倉市 環境部廃棄物 対策課課長	富	永	文	敏

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 （庶務係長）	課長補佐	坂上雅敏
---------------	------	------

---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	中村宏之
総務課 （総務係長）	櫻井江里佳
総務課 主任	高石潤一

---

◎開会の宣告

(午後 1時30分)

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。

先日、佐倉市において3名、酒々井町において1名の議員が辞職され、新たに佐倉市から山口文明議員、岡村芳樹議員、小須田稔議員、酒々井町からは金塚学議員が選出されました。

現在、議長副議長共に不在でございます。従いまして、議長が選出されるまでの間、地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、佐藤修二議員が年長議員でございますので、ご紹介申しあげます。佐藤修二議員、臨時議長席へお願いいたします。

○臨時議長（佐藤修二） ご指名でございますので臨時議長を努めさせていただきます。ただいまご紹介いただきました佐藤修二でございます。地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

なお、今期臨時会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は5人で議員定数の半数以上に達しております。したがって、平成25年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎開議の宣告

(午後 1時30分)

○臨時議長（佐藤修二） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（佐藤修二） 日程第1、この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

---

◎議長選挙

○臨時議長（佐藤修二） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（佐藤修二） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（佐藤修二） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。議長に山口文明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山口文明議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（佐藤修二） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山口文明議員が議長に当選されました。山口文明議員が議長に就任されますので、本席から告知いたします。

山口文明議員の議長当選のごあいさつがございます。

山口文明議員。

○議長（山口文明） ただいま清掃組合議員各位のご推挙をいただきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長に就任をいたしました山口文明でございます。清掃組合議会を通じまして佐倉市及び酒々井町の安全で快適な生活が維持向上できますよう誠心誠意努力をしております。

議員各位、管理者、副管理者を始めまして皆様方のご支援とご指導を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐藤修二） それでは議長、議長席にご着席をお願いいたします。



◎議席の指定

○議長（山口文明） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第6条により、議長において指定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

議席は、事務局長が朗読いたします。

事務局長。

○事務局長（佐藤實） それでは、議席を読み上げさせていただきます。

1番、金塚学議員、2番、佐藤修二議員、3番、小須田稔議員、4番、岡村芳樹議員、5番、山口文明議員。

以上でございます。

○議長（山口文明） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

事務局は氏名標の交換をお願いします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口文明） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、金塚学議員、佐藤修二議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（山口文明） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（山口文明） この際、諸般の報告を行います。監査委員より例月出納検査の結

果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎副議長選挙

○議長（山口文明） 日程第6、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤修二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤修二議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがってただいま指名いたしました佐藤修二議員が副議長に当選いたしました。

佐藤修二議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

佐藤修二議員の副議長当選のごあいさつがございました。

佐藤修二議員。

○副議長（佐藤修二） ただいま議員各位のご推挙をいただきまして副議長を勤めさせていただくことになりました、酒々井町選出議員の佐藤修二でございます。感謝を申し上げますと共に重責を痛感をいたしております。今後とも清掃組合の安全で安定した運営のために議長と協力をしてまいりたいと思ひます。また、地元選出議員として努力もしてまいりたいと思ひます。今後とも皆様のご指導ご鞭撻をよろしく願ひいたしまして副議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願ひいたします。

---

◎議案の上程

○議長（山口文明） 日程第7、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いをいたします。

---

◎議案第1号～議案第3号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。

さきの佐倉市議会臨時会、酒々井町議会臨時会において、当清掃組合の議員に当選されました議員各位に改めてお祝いを申し上げます。当清掃組合を取り巻く環境行政、特にごみ問題は、大変緊急で重要な課題でございます。また、地元地域住民のご理解とご協力は必要不可欠なものであります。清掃組合発展のため、市民、町民のご期待に沿うよう努力する覚悟でございますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ただいまから、本日提案をいたしました議案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成25年度一般会計補正予算第1号であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額の補正を行わず、歳出予算の款項の補正であります。歳出予算の増額補正の主なものにつきましては、平成7年に購入いたしました連絡車の入れ替えに伴う新車購入、焼却灰の処理業務委託の追加及び残渣の処分に伴う環境施策協力金の追加による増額でございます。減額補正につきましては、一般競争入札に伴い、契約差金が生じたことによる委託料の減額でございます。債務負担行為の補正につきましては、構内電話設備の賃貸借その2の追加でございます。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合財政状況の作成及び公表に関する条例の制定についてであります。その内容は、地方自治法第292条において準用する同法第243条の3第1項に規定する財政に関する事項を年2回、公表することを条例化したそうとするものでございます。

議案第3号は、人事案件でありまして、議員のうちから選任する監査委員に、岡村芳樹議員を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 事務局より提案理由の補足説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号でございます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年7月19日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。この度の補正は、歳出予算の款項の補正でございますので、歳出の表のみとなります。歳出の表を読み上げさせていただきます。2款総務費、既定額1億5,432万8,000円、補正額294万1,000円、計1億5,726万9,000円、3款衛生費、既定額9億5,107万5,000円、補正額、減額の294万1,000円、計9億4,813万4,000円、歳出合計13億3,266万2,000円に変更ご

ございません。

3ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加でございます。内容につきましては、平成24年度に入れ替えをいたしました構内電話設備について、内線電話機を17台、追加いたそうとするものであります。限度額を140万7,000円にて、平成25年8月1日から平成31年2月28日までの5年7ヶ月のリース契約の追加をいたそうとするものであります。

変更契約の理由につきましては、平成24年度に構内電話設備を入れ替えした際に、内線電話機を93台から利用率の低い47台を廃止し、46台といたしました。しかしながら、材料搬入業者及び補修工事請負業者等臨時的な業者の連絡に支障をきたしていることから、最低限必要な17台を追加いたそうとするものであります。

6ページの平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書につきましては、2ページでございます第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表と同様でございます。

細部につきましては、8ページから説明させていただきます。8ページをごらんください。2、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。経常及び臨時を併せまして、294万1,000円の増額補正でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、27万1,000円の増額補正でございます。9節旅費、特別旅費の16万4,000円の増額でございます。

増額理由でございますが、固化灰収集運搬処理業務を新たに契約いたそうとしており、現地視察が必要となることから特別旅費を増額いたそうとするものでございます。

12節役務費、保険料につきましては、連絡車購入による任意保険料7万8,000円の増額補正でございます。

27節公課費、自動車重量税につきましても、連絡車購入による自動車重量税2万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、臨時予算267万円の増額補正でございます。

12節役務費、手数料につきましては、連絡車購入による自動車リサイクル料1万1,000円の増額補正でございます。

18節備品購入費、庁用器具費につきましては、当初平成18年度購入分パソコン2台、平成19年度購入分パソコン1台の計3台の更新を行う予定でございましたが、他の性能の著しく低下している平成19年度購入分パソコン3台の交換を追加し、合計パソコン

6台の交換及び、ウインドウズXPのサポート終了に伴う平成21年度購入分パソコン1台のOSの入れ替え作業を追加いたそうとするもので、43万円の増額補正でございます。

機械器具費でございますが、平成7年に購入いたしました連絡車マークIIバンが本年6月25日で車検の満了日を迎えることから、車検をいたそうとしておりましたが、車体のさび等により雨漏りの恐れがあり、また、各部の損傷が著しく修繕することが不利であると認められることから連絡車を廃止し、7名から8名乗車可能なワンボックス型の普通乗用車を購入いたそうとするもので、222万9,000円の増額でございます。

10ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。経常及び臨時を併せまして294万1,000円の減額補正でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、157万4,000円の増額補正でございます。

13節委託料でございます。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料、浸出液処理施設管理業務委託料及び場内管理業務委託料につきましては、一般競争入札の結果により契約差金が発生いたしましたので、併せて2,067万9,000円の減額補正でございます。固化灰収集運搬処理業務委託につきましては、2,125万3,000円を増額し、焼却灰をセメント固化し民間最終処分場に処分委託しようとするものでございます。

27節公課費につきましては、君津市環境施策協力金100万円の増額補正となっております。平成25年度の焼却残渣収集運搬処理業務につきましては、平成25年3月に君津市にある民間廃棄物処理施設に、残渣の処理を委託する契約を締結いたしました。その後、君津市環境施策協力金要綱が平成25年3月27日に告示され、平成25年4月1日から施行となりました。これを受け、新たに残渣1トン当たり1,000円の協力金を君津市に納付することが義務付けられたことから、増額補正いたそうとするものでございます。

続きまして、臨時予算451万5,000円の減額補正でございます。13節委託料、一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料につきましては、一般競争入札の結果により契約差金が発生いたしましたので、451万5,000円の減額補正でございます。

次に、12ページをごらんください。債務負担行為で平成26年度以降にわたるものについての平成24年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成25年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。3ページでご説明させていただきました第2表債

務負担行為補正と同様の内容でございますので、説明を省かせていただきます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合財政状況の作成及び公表に関する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合財政状況の作成及び公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年7月19日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページをお願いいたします。議案について、ご説明を申し上げます。

この案件は、地方自治法第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を公表する文書の作成及び年2回の公表に関する事について、条例を制定いたそうとするものであります。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 岡 村 芳 樹

生年月日 昭和○年○月○日

平成25年7月19日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

選任にあたりましては、組合議員のうちからの選任でございます。次ページに略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口文明） これより議案第1号から議案第3号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。  
これより議案第2号について質疑はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。  
これより議案第3号について質疑はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山口文明） 討論はなしと認めます。  
討論は終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第1号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（山口文明） 挙手全員であります。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第2号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（山口文明） 挙手全員であります。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第3号につきましては人事案件でありますので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第117条の規定により、岡村芳樹議員の退場を求めます。  
（4番 岡村芳樹議員退場）
- 議長（山口文明） 議案第3号を採決いたします。  
本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（山口文明） 挙手全員であります。



したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

岡村芳樹議員の入場を求めます。

(4番 岡村芳樹議員入場)

○議長(山口文明) 議案第3号の岡村芳樹議員を監査委員に選任することについては同意されましたので、お知らせいたします。

それでは岡村芳樹議員のごあいさつをお願いいたします。

○4番(岡村芳樹) ただいまご紹介いただきました岡村芳樹でございます。議案第3号の監査委員選出の議案につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。地方公共団体は今まで以上に、より公正でなおかつ合理的な運営が求められておりますので、今まで以上に、また、監査委員の仕事も重要であるというふうに認識しております。わたくしもこの職務を全うするに当たり全力を注ぎしっかりと、また、清掃組合発展のために頑張っていきます所存でございます。皆様方におかれましてはより今まで以上に、また、わたくしに対してご指導、また、ご提言さまざまいただけますようこれからもよろしくお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長(山口文明) 以上をもちまして平成25年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後 2時05分)



上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

臨時議長 佐 藤 修 二

署名議員 金 塚 学

署名議員 佐 藤 修 二